

# 現場説明書

工事名 土倉林道改良工事

工事場所 岩手県遠野市附馬牛町上附馬牛地内

東北森林管理局  
岩手南部森林管理署遠野支署

## 1 施工位置

### (1) 工事現場までの経路

遠野市役所 → 国道 340 号線 → 似田貝方面 → 附馬牛方面 → 桑原バス停  
→ 大出方面 → 附馬牛林道 → 土倉林道 → 施工地起点(土倉橋)

### (2) 最寄り駅等から現場までの距離

起 点	距 離	起 点	距 離
遠野支署	23.9 km	桑原バス停	9.6 km
遠野市役所	23.8 km		
釜石線遠野駅	23.8 km		

## 2 施工上留意すべき事項

### (1) 支障木の処理方法について

事支障木については、L生立木 3.86m<sup>3</sup> あり、監督職員と協議のうえ、工事受注者が適切に処理すること

また、伐倒、玉切り及び木寄せ、搬出運搬に必要な経費については、当初設計に含んでいる。

なお、工事支障木については、河川内にあるため、区域外に伐採木を運び、流木等にならないよう適切に処理にすること。

### (2) PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策について

安衛法、特化則等で規定されている事項のほか、PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱に基づいて実施されることから、事前調査、収集、運搬又は処理を行う事業者が講じるべき事項が必要となる場合があるので、処理作業等の実施にあたっては、監督職員と協議しながら適正に実施すること。

### (3) 保安林等について

該当なし。

### (4) 他事業との関連について

該当なし。

### (5) 民地並びに民地施設との関連について

併用林道及び河川敷(普通河川)となっているが、所管する遠野市と協議した結果、交通誘導員の配置や届出義務等はないが、工事受注者は、通行止め期間が決定したら、監督職員に工程表を提出すること。

なお、市道であるため、遠野警察署への届出が必要となり、届出については、受注者

から申請となるので、経費等がかかった場合は、監督職員と協議すること。

(6) 安全上の注意について

- ア 労働基準法、労働安全衛生法、道交法、建設業法、その他諸法規を遵守すること。
- イ 別紙「労働災害の未然防止についてのお願い」についても留意されたい。

(7) 余切りについて

余切り量は、林地開発規制、環境保全対策上の残土処理に大きな影響を及ぼすため発生をできるだけ少なくするよう注意されたい。

(8) その他

ア 丁 張

切取箇所では土質区分の明確でない断面については、土工標準図に示された勾配の逆丁張りにより法頭を決定し、施工途上で岩盤等が露出した場合は更にその土質にあった勾配の逆丁張りにより、その法頭を決定する。

イ 緑化工

種子吹付工については、発芽状態の不良な個所がある場合は補充吹付け等を行い、生育後において施工面を覆う状態にしなければならない。

(9) 現場代理人の兼務について

本工事の現場代理人については、二枚橋沢林道(林業専用道)新設工事との兼務を認める試行工事である。

3 契約約款との関連

(1) 契約約款第13条第2項に基づき検査を受けて使用すべきものと指定する工事材料

- ア 鉄 筋 証明書による確認
- イ 杭 類 径、長さ、品質
- ウ アンカーボルト 径、長さ、品質

(2) 契約約款第14条第1項事項に基づき監督職員の立ち会いのうえ調合し又は調合について見本検査を受けるものと指定する工事材料

- ア レディーミストコンクリート 品質、規格
- イ 現場練りコンクリート 配合比率、品質、規格
- ウ 調合ペイント 品質、規格
- エ 種 子 配合比率、品質、規格

(3) 支給材料及び貸与品について

該当なし。

(4) 契約約款第16条第1項による「工事用地」の位置

## 土倉林道 76林班わ小班地内

利用区域が常に明確に識別できるよう、周囲の主要な箇所境界標及び見やすい適当な箇所に標識を設置すること。

### 4 橋名板の記入および取付方法

林道起点側 (終点に向かって)	右	森 林 管 理 署 名
“ ” ( “ ” )	左	漢 字 橋 名
林道終点側 (起点に向かって)	右	竣 工 年 月 日
“ ” ( “ ” )	左	ひ ら が な 橋 名

### 5 鋼桁の使用について

耐候性鋼材を使用するため、塗料が不要となったので、取り扱いにあたっては、次のことに注意すること。

- (1) 運搬・架設にあたっては十分注意し、きずをつけないようにすること。
- (2) コンクリート等によるよごれは、ただちにブラシにより洗浄すること。
- (3) 排水管は塗装すること。

### 6 火薬庫等の取扱いについて

設置した事実に基づいて、設計変更で処理する。

### 7 現道補修について

- (1) 施工区間 自 林道 km 地点  
至 林道 km 地点
- (2) 路盤材補修 材料名: 砕石、規格: mm クラッシャーラン(または再生クラッシャーラン)
- (3) 路盤材補充の場合、数量の確認資料を提出しなければならない。
- (4) 現場補充区間の工事写真は、施工前の状況及び施工後の状況を撮影の上、提出しなければならない。
- (5) 補修区間の起終点には必要に応じてバリケードを設置すること。
- (6) 作業中は安全を確保しながら、他の交通を妨げないものとする。
- (7) 指定仮設費に準ずるものとして設計変更の対象とする。

(8) 監督職員が別途指示する場合は、その内容によること。

## 8 工事看板等の設置

- (1) 工事看板等又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。
- (2) 工事看板は木製工事用看板枠工を標準とし、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を明記すること。
- (3) 監督職員が別途指示する場合は、それによること。

## 9 契約の保証について

入札説明書、入札注意書、契約約款のとおり。

なお、予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

## 10 前金払について

受注者は、約款第35条第1項の前払金の支払について、請負代金額300万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額300万円未満の場合にあっては請求できないものとする。

## 11 元請・下請関係の合理化について

工事の適性かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者に役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めなければならない。

## 12 再生資源利用計画書について

特記仕様書「建設工事に係る資材の再資源化等について」に規定する「再生資源利用計画書」は、別表イの「再生資源利用計画書―建設資材搬入工事用―」と別表ロの「再生資源利用促進計画書―建設副産物搬出工事用―」である。

## 13 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

特記仕様書「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について」に規定する所定の様式は、様式―1「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」と様式―2「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」である。

## 14 間伐材、合法性・持続可能性を証明された木材の利用促進について

特記仕様書「木材の調達に関する特記仕様書」に規定する木材の合法性、持続可能性の証明書は、様式―3、様式―4、様式―5、様式―6を参考とし任意の書式で提出しなけ



18 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

19 施工体制台帳の作成及び提出について

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、その下請金額にかかわらず、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出すること。

20 電子納品について

受注者は、標準仕様書 3-1-1-7 に規定する工事完成図書を納品しなければならない。ただし、電子納品の範囲等については監督職員と協議により決定することとする。

21 建設業退職金共済制度について

(1) 受注者は、特記仕様書に規程することのほか、工事完成後には標準仕様書 1-1-1-47 に規程する掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提出すること。

(2) 受注者は掛金納付を証紙貼付方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙が不足した場合には必要な日数の共済証紙を追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

また、工事完成時には工事別共済証紙受払簿を監督職員に提出すること。

(3) 受注者は掛金納付を電子申請様式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な退職金ポイントが不足した場合には必要な日数の退職金ポイントを追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

22 建設発生土の搬入

該当なし。

## 共通単価の補正事項

補正事項		補正の有無 (○・×)	補正内容	補正係数	加算額	備考
通勤補正		○	直接工事費の 労務費	1.16	-	
冬期補正		×	労務費	-	-	
機械損料補正		○	豪雪地域割増	1.10	-	
ンク レ デ イ ー ミ ク ス ト コ	地域補正	×	地域割増	-	-	
	小型車補正	×	小型車割増	-	-	
	冬期補正	×	冬期割増	-	-	
週休2日補正		○	直接工事費の 労務費	1.04	-	補正係数
		○	直接工事費の 機械経費(賃 料)	1.02	-	補正係数

## 諸経費等の補正事項

工種区分 : 橋梁架設工事

工種	諸経費	補正事項	補正率・係数	備考
	共通仮設費	地域補正	1.30	
	共通仮設費	被災地補正	1.30	
	共通仮設費	週休2日補正	1.03	補正係数
	現場管理費	地域補正	1.00	
	現場管理費	冬期補正	0.00%	
	現場管理費	被災地補正	1.10	
	現場管理費	週休2日補正	1.05	補正係数
	一般管理費	契約補正	0.04%	
	一般管理費	前払金補正	1.00	

※発注工事は、PCB含有塗膜処理とその処理を主目的とすることから、国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」に準拠することとし、産廃処理費は共通仮設費率及び現場管理費率の対象計算から控除し、一般管理費率は対象計算とする。

# 労働災害の未然防止について

東北森林管理局

当局の発注する林道及び治山工事における労働災害の防止については、労働安全衛生諸法令等に基づき積極的に取り組んでいただいているところですが、今後とも労働災害の未然防止のため、特に次の事項について現場作業員各人まで徹底されるようお願いいたします。

## 1 工事現場における安全について

- (1) 諸法令等を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うこと。
- (2) 墜落、物の飛来等による危険の防止措置を的確に行うこと。
- (3) 退避場所、避難方法等を徹底し、習慣化に勤めること
- (4) 保護具の完全着用と諸施設の点検・整備に努めること。
- (5) 車両系建設機械については、作業時はもとより、積み卸し、自走による移動時等においても、安全作業の徹底に努めること。
- (6) 火薬類、油脂燃料の保管・取扱いには、万全を期すこと
- (7) 安全上必要な場合は、関係者はもとより部外者に対しても、立入禁止、危険箇所等の表示等適切な措置を講ずること。
- (8) 仮設宿舎、休憩所等の設置に当たっては、土砂崩壊、地盤決壊、土石流等の危険に十分留意すること。
- (9) 施工箇所に位置する市町村から消防法に基づく林野火災警報又は林野火災注意報が発令された際には、その市町村の火災予防条例で定める火の使用制限に従うとともに、山火事防止のため、普段から火気の取扱いには万全を期すること。

## 2 林道等の通行について

工事箇所に通じる林道等の通行に当たっては、安全運転に努めるとともに、他事業における利用者と十分な意思疎通を図り、円滑な運行に努めること。

## 3 異常気象時の措置について

- (1) 台風、豪雨等により危険が予測される場合は、情報の収集に努めるとともに、作業の中止、避難、下山等の判断を早期かつ確実に行うこと。
- (2) 台風、豪雨等の後の作業再開に際しては、事前に作業現場の見回りを行うなど安全の確保を図ること。

## 4 土石流対策について

土石流の発生・到達するおそれのある現場においては、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく安全対策を講ずること。

## 5 その他

- (1) 現場内への資材納入業者及びその従業員に対しても、安全上の指導と協力を要請すること。
- (2) 山火事防止のため、火気の取扱いには十分注意すること。
- (3) 工事の開始に当たっては、森林管理局・署等や関係機関と必要に応じて打合わせをすること。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	請負者名	
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	<input type="checkbox"/> 自然条件等	特殊な土壌。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	<input type="checkbox"/> 社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に□にレマーク記入。

2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式－2

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評価内容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添 付 図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

様式－3【伐採段階（森林所有者）の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

## 合法性、持続可能性証明書

殿

事業者の名称

事業者の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林であり、森林の伐採に関する法令に照らして合法に手続を行っているものであることを証明します。

記

- 1 物件（森林）所在地：
- 2 伐採面積
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 その他：（納品書等があればその旨を記入）

\* 本様式による証明書の作成に代えて、伐採届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。

\* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－4【伐採段階（素材生産業者）の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

## 合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された原木です。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 その他 =（納品書等があればその旨を記入）

\* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

\* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

\* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

証明書番号

平成 年 月 日

## 合法性、持続可能性証明書

殿

事業者の名称

事業者の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他：（納品書番号等を記入）

\* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

\* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

\* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－6【納入段階の証明書の例】

証明書番号

平成 年 月 日

## 合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他：（納品書番号等を記入）

\* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

\* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

## 資材等の価格の公表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備考
エアラインホース	φ19 L=25m 定置ろ過筒3組分	採用単価 見積による 43,700円/本
エアラインホース	φ9 L=20m 10人分	採用単価 見積による 6,900円/本
エアシャワー賃料	KAS-P04型	採用単価 見積による 153,000円 台/月
エアシャワー用1次フィルター		採用単価 見積による 5,750円/枚
エアシャワー用HEPAフィルター		採用単価 見積による 80,000円/枚
エコクリーンクールスーツ(下)	エアライン式防護服 1着/3日/人	採用単価 見積による 7,900円/着
エコクリーンクールスーツ(上)	エアライン式防護服 1着/3日/人	採用単価 見積による 8,400円/着
クリーンルーム	簡易セキュリティールーム	採用単価 見積による 250,000円/箇所
ブラストノズル・ブラストホース賃料		採用単価 見積による 10,710円 台/日
鉛対応集塵装置賃料	ダスマックFXN-VIIB 160m <sup>3</sup> /min	採用単価 見積による 255,000円 台/月
鉛対応負圧集塵機用カートリッジ、パッキン		採用単価 見積による 18,980円/本
研削材損料	スチールグリッド	採用単価 見積による 600円/kg
循環式ブラストマシン整備料	低濃度PCB・鉛特別整備	採用単価 見積による 170,068円 台/日
循環式ブラストマシン賃料	2ノズルタイプ	採用単価 見積による 227,154円 台/日
真空掃除機賃料	1台	採用単価 見積による 82,110円/月
真空掃除機用1次フィルター		採用単価 見積による 3,450円/枚
真空掃除機用2次フィルター		採用単価 見積による 5,180円/枚
真空掃除機用HEPAフィルター		採用単価 見積による 84,000円/個
送気ユニット	接続器共	採用単価 見積による 15,000円/組
定置ろ過筒(4人用)	ろ過フィルター含む	採用単価 見積による 50,000円/台
防じんマスク	タイプ RL2-2相当 10人分	採用単価 見積による 4,950円/個
防じんマスク用フィルター (交換用含む)	4日2個組使用/人	採用単価 見積による 950円/個
防護手袋	1日2組使用/人	採用単価 見積による 550円/組
防護長靴	10人分	採用単価 見積による 18,400円/足



別表イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

表面

1. 工事概要

発注機名	発注担当者チェック欄	請負会社名	記入年月日
〒江津地区コード*1	担当者	大田 知事	R. 年 月 日
TEL	TEL	種別業種コード*2	工事責任者
FAX	FAX	号	調査票記入者
会社所在地	TEL	号	
	FAX	号	
工事名	工事種別コード*3	請負金額	10,000 円 (税別)
工事施工場所	都 道 市区 町 村	工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
工事概要等	施工案件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)	記入の必要はありません	
		建設・解体工事のみ右欄に記入して下さい	
		建築面積	地上 階 地下 階
		構造	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造
		用途	1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所
			4.店舗 5.工場、作業所 6.倉庫
			7.学校 8.病院診療所 9.その他

2. 建設資材利用計画

注：コード\*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください

建設資材 (新材を含む)				再生資材の供給元				再生資材の供給元場所住所				再生資源利用率	
分類	小分類	規格	主な利用用途	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種別	施工案件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	再生資源利用率	再生資源利用率		
コード*5	コード*6	コード*7	コード*8	コード*9	コード*10	コード*11	コード*12	コード*13	コード*14	コード*15	コード*16		
特定建設資材	コンクリート		トン									%	
			トン									%	
		合計	トン									%	
	コンクリート及び鉄から成る		トン										%
			トン										%
		合計	トン										%
	木材		トン										%
			トン										%
		合計	トン										%
	アスファルト混合物		トン										%
		トン										%	
合計		トン										%	
その他の建設資材	土砂		縮めm <sup>3</sup>									%	
			縮めm <sup>3</sup>									%	
		合計	縮めm <sup>3</sup>									%	
	砕石		m <sup>3</sup>										%
			m <sup>3</sup>										%
		合計	m <sup>3</sup>										%
	その他(再生資材のみ記入)		トン										%
			トン										%
		合計	トン										%

コード\*5  
コンクリートについて  
1.生コン 2.無筋コンクリート二次製品 3.その他  
コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他  
木材について  
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード  
アスファルト混合物について  
1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン (開粒度及び改善アスファルトコンクリートを含む)  
3.細粒度アスコン 4.アスファルトモルタル  
5.加熱アスファルト安定処理路盤材  
土砂について  
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土 5.遊濯土 6.土質改良土  
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂  
9.山砂、山土等の購入土、採取土  
砕石について  
1.クワンヤーフン 2.粒度調整砕石 3.嵐さい 4.単粒度砕石  
5.くり石、割り石 6.その他  
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

コード\*6  
アスファルト混合物について  
1.表層 2.基層 3.上層路盤 4.歩道  
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)  
土砂について  
1.遊濯路体 2.路床 3.河川築堤  
4.構造物等の裏込材、埋戻し用  
5.宅地造成用 6.水面埋立用  
7.ほ場整備(農地整備)  
8.その他(具体的に記入)  
砕石について  
1.舗装の下層路盤材  
2.舗装の上層路盤材  
3.構造物の裏込材、基礎材  
4.その他(具体的に記入)  
その他について(利用用途を具体的に記入)

コード\*7  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場(陸上)  
3.他の工事現場(海上)  
4.再資源化施設  
5.ストックヤード  
6.その他

コード\*8  
施工案件について  
1.再生材の利用の指示あり  
2.再生材の利用の指示なし

コード\*9  
コンクリートについて  
1.再生生コン 2.再生無筋コンクリート二次製品 3.その他  
コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他  
木材について  
1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード  
アスファルト混合物について  
1.再生粗粒度アスコン (開粒度及び改善アスファルトコンクリートを含む)  
2.再生密粒度アスコン 3.再生細粒度アスコン 4.再生アスファルトモルタル  
5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材  
土砂について  
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土 5.遊濯土 6.土質改良土  
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂  
9.山砂、山土等の購入土、採取土  
砕石について  
1.再生クワンヤーフン 2.再生粒度調整砕石 3.嵐さい  
4.その他  
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1再生資材利用量について  
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

